

新旧対照表(台湾向け輸出用木材こん包材に関する情報)

新	旧
<p>台湾向け輸出用木材こん包材に関する情報 (平成20年6月24日更新)</p> <p><u>要求の概要</u></p> <p>1 対象 <u>貨物の積載、こん包、下敷き、支持又は固定に使用される木材こん包材で、木箱、クレート、パレットカラー、パレット、木枠、ドラム、木軸、堰板、スキッド、積載板及びダンネージなど。</u> <u>ただし、厚さ6mm以下の木材、高温加圧方式で接着された木材、ペイント又は着色剤で処理された木材、木タール又はその他の防腐剤で処理された木材、酒類を入れた木製容器は除く。</u> <u>(2008年6月2日付、中華民国輸入植物或植物産品検疫規定乙、有条件輸入植物或植物産品之検疫条件第十一点修正規定輸入貨品使用之木質包装材料検疫条件(PDF:71KB)「一」及び仮訳(PDF:78KB)1参照)</u></p> <p>2 消毒の内容 <u>国際基準No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」の付属書 I により消毒(熱処理又は臭化メチルくん蒸処理)をすること。</u></p> <p>3 消毒済みマークの表示 <u>国際基準 No.15「国際貿易における木材こん包材の規制のための指針」の付属書 II によりマーク表示(輸出用木材こん包材消毒実施要領(平成15年10月16日付け消費・安全局長通知(PDF:290KB))別記様式2の押印)をすること。</u></p> <p>4 実施月日 <u>当該規制は、2009年1月1日から施行する。</u></p> <p>5 不適合の場合 <u>本検疫条件に合致しない木材こん包材については、輸入者は台湾の輸入検疫規定(中華民国輸入植物或植物産品之検疫規定)に基づき、検疫処理の実施、廃棄又は輸入貨物と共に返送のいずれかを選択しなければならない。また、以下の場合、輸入貨物と共に返送を要求される。</u> <u>(1) 木材こん包材の容量又はその他の要因で既存の処理施設での処理が</u></p>	<p>台湾向け輸出用木材こん包材に関する情報 (平成20年4月24日更新)</p> <p>A.要求の概要 <u>台湾検疫当局は、台湾に輸入される木材こん包材に関し、国際基準No.15に沿った規制を実施することをSPS通報(PDF:21KB)した。</u> <u>規制開始日について、(財)交流協会を通じて台湾検疫当局に確認したところ、本年7月1日以降にSPS通報等を通じ各国に通知することとしていること。(現時点では2009年1月の開始を予定しているが、正確な開始日については判明次第、お知らせします。)</u></p>

出来ない場合。

(2) 木材こん包材と輸入貨物が分離することが出来ず、輸入者が貨物を木材こん包材と一緒に処理することに同意しない場合。

(2008年6月2日付、中華民国輸入植物或植物産品検疫規定乙、有条件輸入植物或植物産品之検疫条件第十一點修正規定輸入貨品使用之木質包装材料検疫条件 (PDF : 71KB)「四」及び仮訳 (PDF : 78KB) 4参照)

補足

1 これまでの経緯等

・2007年 12月17日、国際基準に沿った木材こん包材規制をSPS通報 (PDF : 21KB)。

(財) 交流協会を通じて台湾検疫当局に確認したところ、施行は2008年7月とのこと。

・2008年4月、(財) 交流協会を通じて台湾検疫当局に確認したところ、施行月日を2009年1月を目途に延長することのこと。

・2008年5月30日、国際基準に沿った木材こん包材規制を、2009年1月1日から開始する旨をSPS通報 (PDF : 11KB)。

2 SPS通報

2007年12月17日 [G/SPS/TPKM/124 \(PDF : 21KB\)](#)

2008年5月30日 [G/SPS/N/TPKM/124/Add.1 \(PDF : 11KB\)](#)

B. 補足

1 これまでの経緯等

・2007年 12月17日、国際基準に沿った木材こん包材規制をSPS通報 (PDF : 21KB)。

(財) 交流協会を通じて台湾検疫当局に確認したところ、施行は2008年7月とのこと。

・2008年4月、(財) 交流協会を通じて台湾検疫当局に確認したところ、施行月日を2009年1月を目途に延長することのこと。

2 SPS通報

2007年12月17日 [G/SPS/TPKM/124 \(PDF : 21KB\)](#)